

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	建設政策課	整理番号	1-6
許認可等の種類	測量成果の複製(公共測量)			
根拠法令条例等・条項	測量法第43条			
許認可等の概要	公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的な方法で不特定多数の者に提供するために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>測量計画機関の長は、測量成果を複製しようとする者から申請があったときは、申請の形式上の要件に適合しない場合又は次のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第27条第2項に規定する国土交通大臣が行う刊行又は電磁的方法による提供を害するおそれがあると認められるもの。 二 偽りその他不正な手段により承認を受けようとするもの 三 公の秩序若しくは善良な風俗に反する目的又は犯罪行為その他違法な行為に用いる目的で複製することが明らかなもの 四 申請された複製の目的に照らし、適切でない測量成果を複製するもの 五 複製の作業方法が不適切で、複製により得られる成果の正確さを確保する上で適切でないもの 六 前各号に掲げるもののほか、測量計画機関の長が特に必要と認めるもの 			
基準の制定根拠	平成20年3月31日付国地達13号で国土地理院長が定めている「測量法第29条の規定に基づく承認取扱要領」第3条に準じる。			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	7日から14日			
期間の制定根拠	国土地理院長からの平成26年8月25日付国地総務第87号の技術的助言による			